

仕様書

1 入札に付す基準品は次の3種類とする。

基準品A (スキャナー機能あり)

連続複写速度 (A4ヨコ) : 分速70枚以上の機種

リコー	RICOH IM7000
京セラ	TASKalfa7004i
	TASKalfaMZ7001i
キヤノン	iR-ADV 6870
富士フイルム	Apeos 7580
コニカミノルタ	bizhub751i

基準品B (スキャナー機能なし)

連続複写速度 (A4ヨコ) : 分速70枚以上の機種

リコー	RICOH IM7000
京セラ	TASKalfa7004i
	TASKalfaMZ7001i
富士フイルム	Apeos 7580
コニカミノルタ	bizhub751i
シャープ	BP70M75

基準品C (スキャナー機能なし)

連続複写速度 (A4ヨコ) : 分速40枚以上の機種

リコー	RICOH IM4000
京セラ	TASKalfaMZ4000i
キヤノン	iR-ADV 4945F
富士フイルム	Apeos 4570
コニカミノルタ	bizhub451i
シャープ	BP70M45

なお、導入する機種は、次の条件、機能を備えていること。

- 全基準品共通
(別紙1) 複写機仕様書のとおり
- 基準品Aのスキャナー機能について
(別紙2) スキャナー機能特記仕様書のとおり
- 保守サービスについて
(別紙3) 保守サービス仕様書のとおり

2 契約期間

令和7年7月1日から令和12年6月30日まで

この入札は、「滋賀県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成18年滋賀県条例第55号)」に基づく長期継続契約に係る入札である。契約期間は5年間であるが、議会の承認による債務負担行為を設定していないので、契約期間中の年度において歳出予算が削減される場合がある。その場合は契約を変更または解除することになる。なお、この変更または解除に伴い、損害が生じたときは、その損害の賠償を県に請求することができる。

3 入札の方法・設置場所および台数

(1) 入札の方法

基準品毎に、それぞれ複写カウント数別単価と複写機1台当たりの1か月の予定使用カウント数を単価区分毎に乗じて得た「1か月の複写サービス料金」を入札金額とする。
なお、落札の決定は基準品単位で行う。

(2) 設置場所、台数および基準品区分

大津市京町四丁目1番1号 滋賀県庁本庁舎内 各浄写室
(詳細)

設置場所	総台数	基準品A	基準品B	基準品C
本館1階浄写室	1台	1台		
本館2階浄写室	2台	1台	1台	
本館3階浄写室	2台	1台	1台	
本館4階浄写室	2台	1台	1台	
新館2階浄写室	2台	1台	1台	
新館3階浄写室	1台		1台	
新館4階浄写室	1台		1台	
新館5階浄写室	1台		1台	
新館6階浄写室	2台	1台	1台	
東館4階浄写室	1台	1台		
県民情報室(新館3階)	1台			1台
合計	16台	7台	8台	1台

4 月間使用枚数(予定使用カウント数) [設置場所、台数の詳細は上記3(2)による]

基準品 A 19,000 カウント 7台

基準品 B 35,000 カウント 8台

基準品 C 4,000 カウント 1台

(※予定数量であるため、この数量を保証するものではありません。)

5 保守サービス条件

(別紙3) 保守サービス仕様書のとおり。

6 その他

(1) 令和4年度(7月~3月)、令和5年度および令和6年度の年間使用実績カウント数は別紙実績のとおり

(2) この契約における1か月とは、月の初日から末日までをいう。

(3) 複写機には動産総合保険を付保すること。(付保する費用は、契約価格に含まれるものとする。)

(4) 上記1において示したとおり基準品AおよびBにはカードカウンターを設置し、これに使用するコピーカードを必要に応じて提供すること。

なお、カードカウンター設置およびカードの提供にかかる費用は、契約価格に含まれるものとする。(当初必要カード枚数: 150枚×5セット ※ただし、現在県が所有している既存のカードが使用できる場合については、別途落札後指示する。)

(5) 月ごとの機械別・各所属別の総使用カウント数、両面コピー枚数およびスキヤナー利用カウント数は、翌月の10日までに報告すること。(乙には、契約後にカード番号毎の所属名を通知することとする。) また、年度終了後、機械別のカウント数を甲の指定する様式により、すみやかに報告すること。

(6) 契約期間満了に伴い複写機を撤去した際は、複写機内の残存データの消去を行うこと。また、残存データの消去処理終了後、当該証明書等を提出すること。

なお、残存データの消去にともなう費用は、契約価格に含まれるものとする。

(7) 複写機の搬入・据付・撤去・調整に係る費用は契約価格に含まれるものとする。

- (8) 複写の総カウント数から保守等において行ったテストプリントのカウント数を減じて算出されたカウント数に2%の定率を乗じたカウント数を不良プリントと見なし、その数を総カウント数から減数するものとする。(不良プリントの算出に当たっては、小数点以下を切り上げる。)
- (9) 複写機の取扱説明書を提出すること。(各複写機備え付け分および総務部総務課用として基準品毎に1部)
- (10) 必要に応じ浄写室内に操作方法等を掲示すること。